

歯と口の健康づくりネットワーク会議設置要領

(平成15年11月26日健康福祉局長決裁)

1. 目的

- (1)本会議は保健、医療、教育、職域関係団体（者）等の各主体の相互連携・協力により、「第2期いきいき市民健康プラン」における重点戦略の一分野である「歯と口の健康づくり」を推進することを目的に設置する。
- (2)各主体は、それぞれの立場で市民の生涯を通じた「歯と口の健康づくり」活動の一翼を担い、歯科保健の推進を通して市民のQOL（生活の質）の向上に寄与することに努める。

2. 構成

- (1)東北大学大学院歯学研究科，（一社）仙台市医師会，（一社）仙台歯科医師会，（一社）仙台市薬剤師会，宮城産業保健総合支援センター，（一社）宮城県歯科衛生士会，仙台市私立幼稚園連合会，仙台市保育所連合会，仙台市PTA協議会，仙台市（教育局，保健所，子供未来局，健康福祉局）をもって構成する。
必要に応じ構成機関を増減することができることとする。
- (2)会議の議長は、委員の互選によるものとする。
また、特定事項を調査協議する必要がある場合は、専門部会を設置することができる。

3. 所掌事項

- (1)むし歯予防に関すること。
- (2)歯周疾患予防に関すること。
- (3)歯科保健情報の収集、分析、提供に関すること。

4. 会議

会議は議長が招集する。
議長が必要と認めるときは、委員以外の関係者から出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

5. 庶務

会議の庶務は、仙台市健康福祉局健康政策課において処理するものとする。

6. 附 則

この要領は、平成15年11月26日から実施する。

附 則（平成17年3月24日改正）

この改正は、平成17年3月24日から実施する。

附 則（平成25年7月1日改正）

この改正は、平成25年7月1日から実施する。

附 則（平成26年4月1日改正）

この改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この改正は、平成27年4月1日から実施する。